



# 島根県報

令和4年9月16日（金）

号外 第 104 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【条 例】**

職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 支給条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ ” ” ）	4

**公布された条例等のあらまし****◇職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第28号）****1 条例の概要****(1) 職員の互助会に関する条例の一部改正**

互助会を組織する職員に地方公務員共済組合員となる非常勤職員を追加することとした。（第2条関係）

**(2) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正**

次に掲げるものに相当する額を報酬及び期末手当から控除することができる額に追加することとした。（第7条関係）

ア 一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会（以下「互助会」と総称する。）の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金額

イ 互助会が取り扱う保険の保険料の額

ウ 地方職員共済組合島根県支部、警察共済組合島根県支部及び一般財団法人島根県教職員互助会の積立貯金の積立金額

**2 施行期日**

令和4年10月1日から施行することとした。

**◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）****1 条例の概要****(1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）**

子の出生後8週間と6月を経過する日以後も任期のある（引き続き任期の更新又は採用される可能性がある場合等を含む。）非常勤職員について、子の出生後8週間以内の育児休業を取得できることとした。

**(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（第2条の2の2・第2条の2の3関係）**

ア 子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間における育児休業

(ア) 職員又は配偶者が非常勤職員の子が1歳に達する日まで育児休業を取得し、引き続き配偶者がその翌日から育児休業を取得している場合に、職員は期間の途中から育児休業を取得できることとした。

(イ) 人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては、柔軟な取得ができることとした。

イ 子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間における育児休業

アと同様の取扱いとすることとした。

**(3) その他規定の整備****2 施行期日**

令和4年10月1日から施行することとした。

職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 28 号

職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

(職員の互助会に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の互助会に関する条例(昭和38年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「非常勤の職員、任用期間を定めて雇い入れられる職員及び日々雇い入れられる職員を除く」を「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第 2 条第 1 項第 1 号の職員をいう。以下この条及び次条において同じ」に改める。

(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第 2 条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成31年島根県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 3 号を加える。

- (3) 一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会(以下「互助会」と総称する。)の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金
- (4) 互助会が取り扱う保険の保険料
- (5) 地方職員共済組合島根県支部、警察共済組合島根県支部及び一般財団法人島根県教職員互助会の積立貯金の積立金

附 則

この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 29 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 2 の 3」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 2 の 3」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 2 の 2 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 5 号ウを削る。

第 2 条の 2 の 2 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当

してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 2 の 2 第 3 号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職

員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 2 の 3 中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 2 の 3 に次の 1 号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 3 を削る。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当

該任期を」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 9 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 9 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。